

上を通して、転職または賃金の増額を図ること、等職業状況の向上を図る方法の検討の機会を提供する。

受給希望者の申請時に、県知事または担当官は、申請者および場合によりその配偶者と共に、社会的職業的参入に必要な事柄を検討する。その際、就労が可能であれば、職業的参入を行う機関（Pôle Emploi 等）に斡旋し、連携して参入計画を実施する。住居、健康状況等に関わる問題により、職業的参入が困難と見なされる場合は、ひとまず社会的参入に導くこととなる。

職業的参入が可能と見なされ、雇用局（Pôle Emploi）に紹介された場合、受給者は自分の担当官と共に「雇用に向けた個人計画」（*« projet personnalisé d'accès à l'emploi »*）を作成、または雇用局以外の雇用支援機関による支援を受ける場合には、受給者の具体的な求職活動に関する権利および義務、過去の職務経験、家庭状況、希望する職種および条件、地域、等も個別参入契約に記入され、受給者は、この内容に基づき、行われた相当な募集に対し、2回までしか断れない。雇用ではなく、社会的参入を行う場合にも、受給者と支援機関との間の相互の権利義務を規定した契約が交わされ、6ヶ月後に再度、職業的参入が可能かどうかを検討される。いずれにしても、受給者は必ず、社会的、または職業的参入に向けた契約を締結し、参入に向けた努力をする義務を負うことになる。参入計画、または参入契約上の義務に違反した場合、県知事は給付の支給を停止することができる。

RSA の金銭的給付、および参入支援に加えて、受給者は各種の補足的権利（*droits connexes*）が現物給付の形で支給され、疾病皆保険（CMU）の適用、および職業的参入に向けた活動中の事故には労災保険が適用される。住民税、およびテレビ税は、従来 RMI および API の受給者は免除されていたが、RSA の下では所得要件により免除かどうか決定される（ただし経過措置として、当分のあいだ、従来の RMI および API 受給者の免除は継続される）。託児所の利用、その他の福祉サービスに関しても、受給者であることよりも、所得要件により利用状況が異なることとなる。

RSA の実施機関は、不正受給の監視のため、社会保障の実施機関、および地方行政機関と情報交換および共有を密接にし、受給者の生活状況と申請所得の間に著しい乖離がある場合には収入の再認定を行うことができる。不正受給の場合には4500ユーロ～5000ユーロの罰則金を課すことができる。

RSA の財源に当てるため、当初予定されていた80億ユーロよりも15億ユーロ多く必要になるとされ、そのため、新たに資本所得に対する課税を設けることとなり、その税率は1,1%に定められた。社会的参入の対象となる受給者に関しては県が財源を負担し、職業的参入にかかる財源は国民活動連帯基金（*Fonds national des solidarités actives*）を通して国が負担する。

RSA に関しては、全国的な実施に先立ち、2007年より、3年間（2007年～2010年）の予定で幾つかの県で試験的に実施され、その上で全国で実施されることとなっており、2008年半ばまでに30あまりの県が実験していたが、その結果を踏

まえ、3年を待たずに本年の6月から全国に拡げることとなった。2009年1月、ディジョンにあるコート・ドール（Côte d'Or）県庁でもともとRMIと社会参入を担当する部局であり、RSAの試験的实施を行っていた「家庭・児童・参入」局を訪問し、今回の試験的实施に関する意見、および経緯を聞くことができた。コート・ドール県は、ウール県（Eure）と共に、一番先に試験的实施を始めた県であり、2007年11月に実施を開始していた。試験的实施に関しては、国と県が財源を50%ずつ折半することとなっており、コート・ドール県は従来から生活困窮者の職業的参入に関する計画を新活動的連帯庁（Agence Nouvelle des Solidarités Actives, ANSA）との協力の下で実施しており、今回も県議会の要望があり、応募することとなった。応募に際しては、詳細且つ具体的な計画書を提出し、対象とする人数、ターゲットグループ、地域、実施にあたり協力してもらう関係行政機関および団体等、見込まれる効果、等が記されている。コート・ドール県は、領域内に豊かなブルゴーニュ・ワイン生産地である地域と、その周りに、貧しい農業地域を抱えており、今回の実験には、この両方の地域を管轄するボーヌ

（Beaune）市を選択した。その理由は、コート・ドール県のRMI受給者の11,58%が住む地域であり、実験に十分な数であること、交通が閉ざされ、教育訓練水準の低い地域を含むこと、多数の、しかし典型的な社会的問題を抱えており（単身親世帯の多さ、障害、住居不足、高齢化等々）必ずしも対処できていないところ、RSA制度は、より個別的な社会生活・および雇用支援を可能にすることから、効果が見込まれること、等の理由である。

実験実施にあたっては、コート・ドール県のCAF（家族手当基金）およびMSA（農業共済）、コート・ドール雇用局（Pole Emploi）、主要労使団体、及び受給者代表、及び各福祉関係担当部局および参入担当部局との連携関係を活用した。

この実施に関する最初の自己評価報告書は4月（2009年）に出すが、いい結果が出ている。再就職により職業的参入ができていない割合が、RSAを実施していないときと比較し、30%増加している。また、RSAに伴う支援により、職場・使用者とのトラブルが発生した際に相談できるため、解決することができ雇用への定着率が上がる、ことが成果となっている。実際の世帯収入に関しては、平均で[RMI+勤労所得の78%]を達成しており、世帯にとって確実な収入増を実現している。財政的には、全国実施後、非就労者（社会的参入）のRSAは県負担となり、就労者（月收入が500ユーロ以上；職業的参入）のRSAは国の負担となるため、職業的参入を実現する県にとってのインセンティブが増加する。制度実施に際しての困難は、十分な労働時間が確保される雇用機会が少ないという点、経済状況が悪い時期には、RSAに陰で支えられた「臨時職」（“petits boulots”）が増加する危険性である。RSAのもう一つの特徴は、受給者代表（任意に、受給者に声をかけてってもらう）が、制度の運営において、実施機関や労使団体と同じように発言権を持つところにあり、受給者の声が反映されることである。

RSAの実験から、雇用機会さえあれば、個別支援により、確実に就労率を増加させる効果が出ており、かつ世帯収入の増加につながっている。これから、使

用者による制度の悪用（短時間および低賃金労働の増加）につながらないか監視する必要があるが、概ね有効であると評価している。

A フランスにおける障害者への所得保障

□ はじめに

1 障害者自立支援法とその課題

2005年に成立した障害者自立支援法は、福祉サービスの利用料に「定率負担」を導入したことから、多くの障害者団体からの批判の対象となった。議論の中心は、そもそも福祉サービスの利用負担の方法として「定率負担」は妥当なのかという点にあるが¹、その中で、障害者への所得保障も不十分な状況の下で定率負担を導入することの是非も問われた。この議論は、最終的に、障害者自立支援法附則第3条第3項に反映され、「政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」ことが確認されるに至った。また、参議院の附帯決議でも、「障害者の所得の確保に係る施策の在り方の検討を速やかに開始し、3年以内にその結論を得ること」が確認されている。

これらの附則及び附帯決議を受けて、厚生労働省は、2005年12月、障害者自立支援推進本部を設置し、2007年1月には、同本部の下に「障害者の所得の確保に係る施策の検討チーム」を設け、障害者への所得保障に関する検討を開始した²。予定では、2009年の通常国会にて法改正がなされるようである³。障害基礎年金の導入以降、あまり議論の対象となつてこなかった障害者への所得保障の在

¹ 例えば、自身も盲ろう者である福島智氏は、社会保障審議会第22回障害部会（2004年12月14日）において、定率負担の導入に強く反対した。『『今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）』に関する意見書—生存と魂の自由を—障害者福祉への応益負担導入は、『保釈金』の徴収だ』総合ケア170号（2005年）86-87頁。他方、京極高宣氏は、自立支援法による定率負担の導入は低所得者に対する各種の配慮を伴っていること、定率負担の導入と引き替えに障害者福祉サービス（特に在宅福祉）の大部分が国の予算措置上の義務的経費にされたこと、そして、定率負担には財源調達以外の機能（①需要減少、②優先順位の変更、③濫給防止、④スティグマの除去）もあること等を理由として、自立支援法の利用者負担の考え方について肯定的な意見を述べている。京極高宣『障害者自立支援法の課題』中央法規（2008年）35-54頁。なお、自立支援法における定率負担の導入に関しては、その合憲性を問う訴訟が、東京、大阪、福岡等全国8ヶ所の地裁に提訴されている（朝日新聞2008年11月1日朝刊14版38面）。

² 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課「障害者の所得の確保に係る施策の検討について」ノーマライゼーション4月号（2007年）14-15頁。

³ 「平成21年にも自立支援法改正へ」年金実務1178号（2008年）26-27頁。

り方に関する議論⁴が、福祉サービスの利用負担の在り方と共に、現在、再び注目を集めていると言える。

2 フランスにおける障害者関連政策の大改正

他方、フランスでは、2005年2月、非常に高い社会的関心の中で「障害者の権利と機会の平等、参加、市民権に関する法律⁵」が成立し、障害者関連政策の大改正が行われたばかりである⁶。同法改正は、障害者関連政策を網羅的に見直すものであったが、中でも「障害の結果に対する補償を受ける権利」を具体化した「障害補償給付(PCH)」の創設は注目を集めた。また、これに合わせて、成人障害者手当(AAH)の最低所得保障制度としての位置づけも明確にされるに至った。AAHは、従来、最低所得保障としての性格と補償給付としての性格とを併せ持ち、その性格が曖昧であること、そして、日常生活におけるニーズ(□)と障害の状況に応じた特別のニーズ(□)の双方に対応するものとしては不十分であることを指摘されていた⁷。PCHの創設により□と□が明確に区分され、□についてはAAHが、□についてはPCHが保障することとなった。

ところで、2005年法改正のそもそもの端緒は、2000年11月の破毀院判決(原告の名前をとってペリュシュ判決と呼ばれる)⁸にある。同判決は、風疹への罹患の有無に関する医師・検査機関の誤診のために先天性障害を持って生まれてきた子の医師・検査機関に対する損害賠償請求を認めたものであるが、これは、い

⁴ 障害者への所得保障では、学生の国民年金への加入が任意とされていた時代に、任意加入をしていなかったことから無年金状態となった者が、障害基礎年金の支給を求めて提訴したいわゆる学生無年金障害者訴訟が注目を集めた。この一連の訴訟の動きを受けて、2004年12月、議員立法により「特別障害給付金」が創設されている。しかし、その給付額は、障害基礎年金1級相当に該当する者で月額5万円(2008年現在)であり、障害基礎年金の額には達していない。

⁵ Loi n° 2005-102 du 11 février 2005 pour l'égalité des droits et des chances, la participation et la citoyenneté des personnes handicapées, JO n° 36 du 12 février 2005 p.2353.

⁶ その簡潔な紹介が、大曾根寛「フランスの新しい障害者所得保障政策—2005年法のシステム—」ノーマライゼーション4月号(2007年)16-17頁にある。

⁷ Projet de loi pour l'égalité des droits et des chances, la participation et la citoyenneté des personnes handicapées, Sénat N°183.

⁸ Cass. Ass. plén., 17 nov. 2000 : Bulletin 2000 A. P. N° 9 p. 15. ペリュシュ判決に関連する邦語文献は、数多い。ここでは、ペリュシュ判決から2005年法改正までの動きを追った山野嘉朗論文を挙げておく。山野嘉朗「障害児の出生と医師の民事責任—フランス破毀院大法廷2000年11月17日判決を機縁として」愛知学院大学論叢法学研究42巻3・4号(2001年)40-74頁、同「医療過誤による先天性障害児の出生と賠償・補償—フランスの新立法とその影響」愛知学院大学論叢法学研究44巻3号(2003年)113-126頁、同「医療過誤による先天性障害児の出生と賠償・補償—フランスの新立法とその影響(その2)」愛知学院大学論叢法学研究44巻4号(2003年)160-170頁、同「医療過誤による先天性障害児の出生と賠償・補償—フランスの新立法とその影響(その3)」愛知学院大学論叢法学研究45巻1・2号(2003年)121-134頁、同「医療過誤による先天性障害児の出生と賠償・補償—フランスの新立法とその影響(その4)」愛知学院大学論叢法学研究45巻4号(2004年)180-192頁、同「医療過誤による先天性障害児の出生と賠償・補償—2002年法制定後の裁判例及び2005年の立法的解決(その5・完)」愛知学院大学論叢法学研究47巻2号(2006年)96-114頁。

いわゆる Wrongful Life 訴訟⁹を認めたもので、フランス社会に大きな衝撃を与えた。そして、法曹界のみならず、様々な分野（倫理学、社会学、医学等）において活発な議論を引き起こし、それが、最終的に、1975年障害者基本法を30年ぶりに大改正させることとなった¹⁰。ペリュシュ判決から2005年法の制定に至る過程を簡単に振り返ると、以下の通りである。

まず、ペリュシュ判決の効果を終結させるために、いわゆる反ペリュシュ判決法¹¹が制定された。同法第1条□は、破産院が認めた Wrongful Life 訴訟を否認し、「何人も出生の事実のみをもって損害を主張することはできない」ことを確認した。他方、親については、その固有の損害賠償請求権を認めたが、その損害に「子の生存期間中に障害によって生じる特別な費用」は含まれないとし、それは「国民連帯によって賄う」こととした。さらに、同条□は、「すべての障害者は、その障害の原因にかかわらず、国民集合体の連帯に対する権利を有する」ことも確認した。

次に、同時期に国会で議論されていた社会現代化法¹²第53条（社会福祉・家族法典L.144-1条を修正）が、以下のことを確認した。すなわち、障害者は、機能障害の原因・性質、年齢、生活様式が何であれ、□障害の結果を補償される権利、そして、□日常生活における基本的ニーズ全体をカバーできる最低所得保障への権利を有するということである。これらの権利の内容は、最終的に、2005年法で具体化されることになる。

さらに、上記□の権利の保障のためには予算の確保が必要とされた。これに関しては、2004年6月30日の法律¹³により全国自立連帯金庫(CNSA)が創設され、新たに導入された自立連帯負担金¹⁴等によって障害者の自立のための活動の予算が確保されることとなった。

⁹ Wrongful Life 訴訟は、子が先天性障害を持って出生した場合に、「子自身が、医師の過失がなければ、障害を伴う自分の出生は回避できたはずである、と主張して提起する損害賠償請求訴訟」を言う。丸山英二「アメリカにおける先天性障害児の出生と不法行為責任：Wrongful Birth 訴訟と Wrongful Life 訴訟の近況」唄孝一・石川稔編『家族と医療：その法学的考察』弘文堂（1995年）171頁。

¹⁰ 関心の高まりは、Chirac 元大統領が、自身の2期目の優先課題として障害者の問題を掲げたほどであった。

http://www.elysee.fr/elysee/elysee.fr/francais/les_chantiers_prioritaires/les_chantiers_prioritaires.26693.html

¹¹ ペリュシュ判決に終止符を打つための条文は、同じく国会で審議中であった「患者の権利と医療制度の質に関する法律」(Loi n° 2002-303 du 4 mars 2002 relative aux droits des malades et à la qualité du système de santé, JORF du 5 mars 2002 p.4118)の第1編に挿入された。この第1編が、一般に「反ペリュシュ判決法」と呼ばれている。

¹² Loi n° 2002-73 du 17 janvier 2002 de modernisation sociale, JORF du 18 janvier 2002 p.1008.

¹³ Loi n° 2004-626 du 30 juin 2004 relative à la solidarité pour l'autonomie des personnes âgées et des personnes handicapées, JORF n°151 du 1 juillet 2004 p.11944.同法律は、高齢者と障害者の自立のための連帯に関する法律である。

¹⁴ 2004年法は、高齢者と障害者の「自立」に必要な予算を確保する観点から、祝日を1日廃止し、その日を「連帯の日」と称される新たな無給の労働日とした（労働法典L.3133-7条）。そして、その「連帯の日」に働いたことで生じる収益を自立連帯負担金（疾病保険の使用者負担保険料と同じ賦課基礎に0.3%を乗じた額）として徴収する仕組みを導入した（社会福祉・

そして、最後に、2005年法改正によって障害者関連政策の全般的な見直しが行なわれた。改正の内容は多岐にわたるが、先にも述べたように、「障害補償給付(PCH)」の創設は、反ペリュシュ判決法が「国民連帯によって賄う」とした「障害によって生じる特別な費用」をカバーするものとして、また、社会現代化法が定めた「障害の結果を補償される権利」を具体化するものとして注目された。

以上のような経過で、フランスでは障害者関連政策の大改正が行われたところである。この改正の結果、どのような制度が構築されるに至ったのかは、日本の障害者政策のあり方を考える上でも参考となろう。そこで、本稿では、特に、障害者への所得保障(□)と障害の結果生じる特別な費用の補償(□)という観点から、フランスの現行制度を紹介し、障害者への所得保障の在り方と自立支援給付の在り方が問われている日本の障害者政策への1つの参考としたい。

□ フランスにおける障害者への所得保障

障害者に限らず、所得を得る方法の1つは、就労である。したがって、働く障害者への賃金保障のあり方が、1つの論点となる。他方、障害者の中には、何らかの適切な措置や支援を講じてもお、障害の帰結として労働能力が低減している者もいる。また、労働能力をほとんど持たない者も存在する。したがって、こうした障害者に対しては、就労所得の保障の他に、社会保障・社会扶助制度による所得保障が必要となる。

フランスにおける障害者への所得保障も、こうした考え方を前提とした構造となっている。以下では、まず、働く障害者への就労所得の保障制度を確認し(1)、次いで、社会保障・社会扶助制度による所得保障の制度を見ていく(2)。

1 働く障害者への就労所得の保障

障害を持つ者が働く場合、フランスでは、自営の場合を除くと、次の3つの方法がある。□通常の民間企業・公的セクターでの就労、□適応企業(entreprise adaptée)・CDTD (centre de distribution de travail à domicile : 在宅労働供給センター)での就労、□ESAT (établissements ou services et d'aide par le travail : 労働支援機関・サービス)での就労である。これらの中のどこで就労するのかの決定は、

家族法典 L.14-10-4 条 1°)。この自立連帯負担金を徴収し、管理・運営する機関が、CNSA である。「連帯の日」の紹介として、嵩さやか「フィールド・アイ フランスから③ 自由、平等、『連帯』？」日本労働研究雑誌 553号 96-97頁。なお、政府は、予算の確保にあたり、赤字国債の発行・増税という選択肢を退けた。とりわけ、増税は、フランスの非常に高い失業率が、税及び社会保険料の高負担に起因することに鑑みて、不可能な選択肢であった。また、政府は、新たな社会的負担は、追加的な富の創出を前提としなければ、被用者の購買力を悪化させることになること懸念した。そこで、被用者の購買力を低下させることなく、社会的保護の改善のための予算を獲得する手法として、労働口を増やし、その口に生じる利潤を徴収するという手法を採用することとした。Plan pour la dépendance, Suppression d'un jour férié (lundi de Pentecôte), Liaisons Sociales, Lundi 17 novembre 2003, N°76/2003, pp. 2-3.

CDAPH(障害者権利自立委員会)¹⁵が行うこととなっている(労働法典 L.5213-20条)。

□及び□は、通常の労働市場での労働とされ、労働法典の適用がある。□の適応企業やCDTDは、労働能力の低減した障害者を多く雇用することから様々な助成を受けるが¹⁶、一般企業と同列で経済競争にさらされる。他方、□のESATは、社会福祉・家族法典の定める医療福祉施設で、様々な職業活動を提供するとともに、医療福祉的、教育的支援も提供するいわゆる福祉的就労の場である。ここでの労働は、保護された環境下での労働とされ、安全衛生等に関する一定の規定の他は労働法典の適用はない。

以下、それぞれの就労の場における障害者への所得保障の方法について、詳述する。

(1) 通常の労働市場での労働

□ 最低賃金の保障

まず、通常の労働環境で働く障害者は、他の被用者と全く同じ被用者としての地位を有している。したがって、被用者としての地位に付随する様々な利益を当然に享受できる。

賃金については、特に、労働法典 L.5213-7条が、「労働協約や法令で定められた額を下回ってはならないこと」を定めている。つまり、最低賃金の保障が障害者に対してなされている¹⁷。

なお、「労働協約や法令で定められた額を下回ってはならない」という規定は、2005年法改正前にも存在していた(改正前労働法典 L.323-6条)。しかし、改正前には、同条2項により、生産性の減退が明らかな障害者については賃金の減額を認めるという措置が採られていた。そして、賃金を減額された障害者には、減額分を補う補足手当を支給する制度が実施されていた(障害労働者所得保障制度

¹⁵ CDAPHは、従来のCOTOREP(職業指導・職業再配置専門委員会)とCDES(県特別教育委員会)とを統合する形で2005年法により創設された。各県のMDPH(県障害者センター)内に設置され、各種社会給付の支給決定や障害労働者認定等、障害者の権利に関するあらゆる決定を行う(社会福祉・家族法典 L.241-6条)。委員会のメンバーには、県の代表、国の代表だけでなく、労使代表や障害者施設の運営機関の代表、障害者団体の代表等も含まれる(L.241-5条、R.241-24条)。なお、従来の制度については、大曾根寛「障害者政策」藤井良治・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障⑥フランス』東京大学出版会(1999年)265-286頁に詳しい。

¹⁶ 適応企業は、生産性が低減している障害者を80%以上雇用する企業である。2005年法によって通常の労働市場に属することとされた。通常の企業とESATの中間に位置づけられる。

¹⁷ フランスの最低賃金には、全国の全被用者に一律に適用される法定最低賃金(SMIC:全職域成長最低賃金(時間当たり最低賃金))と、産業別に労働協約で定められる協約最低賃金とがある。協約最低賃金は、協約の拡張適用により、当該産業のすべての被用者に適用される。また、SMICの改定等によって協約最低賃金がSMICを下回る場合は、SMICが保障される。高津洋平「第3章 フランスの最低賃金制度」『欧米諸国における最低賃金制度』JILPT資料シリーズNo.50(2008年)32-47頁。SMICは、毎年7月1日に改定され、2008年7月改定後の時間当たりSMICは、8.71ユーロである。

(GRTH)¹⁸。しかしながら、2005年法は、こうした措置を廃止し（賃金減額規定の削除）、使用者に、最低賃金の遵守を課すこととした。通常環境で働く障害者には、改正前からGRTHによって結果的に最低賃金の保障がなされていたが、原則が変わった意味は大きい。

また、適応企業・CTDDについては、別の条文で最低賃金の保障が定められている（L.5213-15条2項）。従来のGRTHでは、保護作業所（現・適応企業）で働く障害者の中には、使用者が直接支払う賃金と補足手当を合計しても最低賃金に満たない者がいたが、この点が2005年法で改善されたことになる。

□ 使用者に対する助成

このように通常の労働市場で働く障害者には最低賃金の保障が定められているが、他方で、最低賃金を保障しなければならない使用者の側には、一定の負担が生じる場合がある。そこで、このような使用者側の負担を考慮して、雇用により負担の生じる重度障害者を雇用した場合には、助成金が支払われることとなっている。

まず、一般の民間企業の利用者に対しては、Agefiph（障害者職業参入基金管理運営機関）¹⁹から「雇用助成金（aide à l'emploi）」支払われる。これは、従来のGRTHに代わるものと位置づけられており、雇用によって生じる負担²⁰の総額が、法定最低賃金（SMIC）年額の20%以上になる重度障害者を雇用した企業に対しては、原則、フルタイムの1ポストにつきSMICの450倍の助成金（年額）が支払われ、負担総額がSMIC年額の50%以上になる場合には、SMICの900倍の助成金（年額）が支払われる²¹。生産性の減退している重度障害者を雇用した場合に生じる負担を補填する機能を持つ助成金と言える²²。

他方、適応企業・CTDDには、Agefiphではなく、国から助成金（aide au poste forfaitaire）が支払われることとなっている（L.5213-19条）。

（2）保護された環境で働く障害者

¹⁸ 使用者が直接支払う報酬と補足手当によって、CAT（現在のESAT）では、SMICの55%から110%、保護作業所（現在の適応企業）では、SMICの90%から130%、通常環境では、SMICの100%から130%が保障されていた。CTNERHI, Guide Néret Droit des personnes handicapées, Groupe Liaisons, 2005, pp.104-105.

¹⁹ 雇用義務を満たさない企業から徴収される納付金の管理・運営を行う機関。障害者の雇用促進のために多様な支援を提供している（注22参照）。

²⁰ この負担には、生産性の減退に起因するものだけでなく、例えば、特別な就労編成、社会的・職業的サポート、チューター等にかかる費用も含まれる。

²¹ ただし、この助成金は、重度障害者の雇用により納付金の割引を受けている場合には、支給されない。

²² Agefiphから企業に対してなされる助成には、他に、企業による障害者の永続的形態での採用を促す参入手当、労働ポストの改善や労働編成の調整により障害者のおかれた状況を補うことを目的とする就労場所の適応支援、障害が生じた又は悪化した者の雇用を維持するための雇用維持支援等がある。

<http://www.agefiph.fr/index.php?nav1=entreprises&nav2=toutes&action=search>

次に、保護された環境（ESAT）で働く障害者への所得保障制度を確認していく。

まず、ESATで働く者は、一般法における被用者の地位を持っていない。労働法典は、安全衛生等に関する一定の規定の他は適用されず、最低賃金の保障を定めるL.5213-7条やL.5213-15条2項の適用もない。

このように、ESATで働く障害者には最低賃金の保障はないが、彼らに対しては、別に、「保障報酬（*rémunération garantie*）」制度が定められている。この制度によって、ESATで働く障害者は、最低賃金の55%から110%を保障される（社会福祉・家族法典L.243-4条、R.243-5条1項）。

保障報酬は、ESATが直接支払う部分と国からの助成による部分とから成り、ESATの最低負担分はSMICの5%、国の最高負担分はSMICの50%である。ESATの負担分が、SMICの5~20%の場合、国からの助成は50%まで認められ、ESATの負担分がSMICの20%を超えると、1%増えるごとに国からの助成が50%から0.5%ずつ差し引かれる計算になる（R.243-6条1-3項）。

他方、ESATで働く障害者の多くは、後述の成人障害者手当（AAH）を受給している。保障報酬とAAHには、併給調整があり、両者の合計がSMICの151.67時間分²³を超える場合には、超えた分につき、AAHが減額されることとなっている（社会保障法典D.821-5条1項）。ただし、この計算において考慮される保障報酬は、ESATが直接支払う額に応じて、一定の控除がなされる²⁴。就労インセンティブが損なわれることがないように、配慮がなされていると言える。

（3）小括

以上が、働く障害者に対する所得保障の制度である。通常の労働市場に位置づけられる一般の企業や適応企業で働く障害者に対しては、最低賃金の保障がなされている一方で、これにより企業に生じる負担については、Agefiphや国から助成がなされることになっている。また、いわゆる福祉的就労の場（ESAT）で働く障害者にも、保障報酬制度によって最低賃金の55%から110%が保障されている。ESATで働く者の多くは、次に確認する成人障害者手当（AAH）を受給しており、保障報酬とAAHとによって生活を保障されることになる。

²³ この上限は、同居する配偶者がいる場合（事実婚、PACS（民事連帯契約）を含む）には+30%、扶養すべき子がいる場合には、子1人につき+15%の加算がある（D.821-5条2項）。なお、PACSは、1999年11月15日の法律により創設された「異性又は同性の、成年に達した2人の自然人によって締結される契約」であり、法律婚をしていないカップルの共同生活を公認する意義を持つ。PACSを締結したカップルは、税制や社会保障制度、賃貸借において一定のメリットを享受することができる。サビーヌ・マゾー＝ルヴヌール／大村敦志（訳）「個人主義と家族法」ジュリスト1205号（2001年）79-83頁。

²⁴ ESATが支払う額が、SMICの5%以上10%未満の場合3.5%、SMICの10%以上15%未満の場合4%、SMICの15%以上20%未満の場合4.5%、SMICの20%以上50%以下の場合5%の控除がある。以降の控除は、就労所得の場合と同じ（D.821-10条）。

2 社会保障・社会扶助制度による所得保障

次に、社会保障・社会扶助制度による障害者への所得保障の制度を確認していく。障害者の中には、障害により労働能力が低減し、労働のみによって十分な所得を得ることの難しい者もいる。したがって、そうした者の生活を保障するために、労働とは別の社会保障・社会扶助制度による所得保障の制度が必要となる。

フランスでは、社会保険給付として疾病保険から支給される障害年金、非拠出制給付として家族手当金庫から支給される成人障害者手当（AAH）が、障害者への主たる所得保障の制度となっている²⁵。これらが、障害者の生活の基本的部分を保障するものとして機能している。

（1）障害年金（l'assurance invalidité）（社会保障法典第3編第4部）

まず、社会保険給付として支給されるのが、障害年金である。日本では、障害のリスクを老齢のリスクと同じ年金制度でカバーしているが、フランスでは、障害は疾病の延長と見なされ、障害年金は、疾病保険制度から支給される。

以下では、被用者が加入する一般制度が提供する障害年金の概要を紹介する。

□支給条件

障害年金で言うところの障害（invalidité）は、労働・稼得能力の減退として定義される。したがって、障害年金の支給には、労働・稼得能力の減退に関する条件が課せられている。支給条件は、稼得能力の減退に関する条件も含めて、以下の通りである：

- －疾病保険の被保険者であること（L.341-1条）；
- －私傷病の結果²⁶、労働・稼得能力が3分の2以上減退していること（L.341-1条、R.341-2条）；
- －労働の停止又は障害の確認があった月の1日に12ヶ月以上の被保険者期間があること（L.341-2条、R.313-5条）；
- －直前の12ヶ月に800時間の労働時間がある、又は、SMICの2030倍にあたる賃金に課せられる保険料を納付していること（同上）。

社会保険給付であることから、労働の停止・障害の確認の時点において、一定の被保険者期間を持ち、保険料納入に関する条件を満たすことが求められている。そのため、障害年金による所得保障を得られるのは、被保険者資格を取得してから1年を経た後に障害を負った者に限られ、それ以前に障害を負った者は、保障の対象外となる。

²⁵ この他、障害を負った原因に応じて、労災年金や障害軍人年金等の制度もある。

²⁶ 労働災害・職業病に起因する障害は、労災補償制度により保障される（社会保障法典第4編）。なお、被保険者の故意に起因する障害に対しては、障害年金の支給はない（L.375-1条）。

なお、障害年金の支給決定は、初級疾病保険金庫（CPAM）が行う（L.341-7条）。2007年には、障害年金給付のために、疾病保険から43億9780万ユーロが支払われた²⁷。

□障害年金の額

支給が認められると、老齢年金の受給が開始するまで、障害年金が支給される。年金額は、被保険者期間のうちで賃金の高かった10年²⁸の平均賃金を基に計算されるが、就労を継続しているか否か、第三者による介護が必要か否かに応じて異なっている。また、最低保障額がデクレで設定されることとなっている（L.341-5条）²⁹。

まず、就労が可能な者（カテゴリー1）には、被保険者期間のうちで賃金の高かった10年の平均賃金³⁰の30%が支給される（L.341-4条、R.341-4条）。

次に、就労は不可能だが、第三者の介護を必要としない者（カテゴリー2）には、同平均賃金の50%が支給される（L.341-4条、R.341-5条）。

最後に、就労が不可能で第三者の介護を必要とする者（カテゴリー3）には、同平均賃金の50%に加え、第三者介護加算として+40%が支給される（L.341-4条、R.341-6条）。

就労所得が期待できない者についてはより高い額の年金が支給され、さらに、第三者による介護が必要な者には、それにかかる費用を考慮して加算がなされることとなっている。

□支給の停止・廃止

障害年金は、一定の条件にあてはまると支給を停止・廃止される。

まず、障害年金受給者の稼働能力が50%以上となった場合には、支給が停止又は廃止される（L.341-13条、R.341-14条）。次に、障害年金と賃金の合計が、2四半期にわたり、労働の停止の前年における四半期ごとの平均賃金を超えた場合にも、支給の一部又は全部の停止がなされる（L.341-12条、R.341-15条1項）。さらに、年金と賃金以外の職業活動による所得³¹の合計が、1年につき単身で6117.10ユーロ、世帯で8469.86ユーロ（2008年1月1日現在）を超える場合にも、支給は廃止される（L.341-10条、R.341-16条、D.341-2条、L.341-6条）³²。

なお、年金の支給が停止・廃止される場合であっても、再配置や職業再教育の観点から講習や研修等を受けている場合には、所得の多寡に関わらず、年金の50%までを受給し続けることができる（L.341-14条、R.341-18条）。

²⁷ Rapport d'activité Cnamts 2007, p.51.

²⁸ 被保険者期間が10年に満たない場合には、被保険者期間中の平均賃金。

²⁹ 最低保障額は、月額258.10ユーロ（2008年1月1日現在）。

³⁰ 保険料の計算の基礎になった賃金。

³¹ 自営等による所得。

³² これらの数値よりも年金額の方が大きい場合には、当該年金額が上限となる（R.341-16条3項）。

障害年金は、労働・稼働能力の減退に対する保障であるため、稼働能力が回復した場合には、支給の停止・廃止がある。

(2) 成人障害者手当 (AAH) (社会保障法典第 8 編第 2 章)

以上が、疾病保険から支給される障害年金であるが、他方で、この障害年金の支給条件を満たさず、障害年金を受給できない者も存在する (例えば、20 歳未満で重度障害を負った者等)。そこで、障害年金の支給条件を満たさない者で、かつ、一定の条件を満たす者に対しては、非拠出制給付として成人障害者手当 (AAH) が支給されることとなっている。この AAH は、国による障害者への最低所得保障の制度として性格づけられ、他の給付が支給されない場合に補足的に支給される点に特徴がある。

なお、Sarkozy 大統領は、2012 年までに AAH の水準を 25% 引き上げることを掲げており、その第 1 段階として、2008 年 9 月に 3.9% の引上げがなされたところである³³。

AAH の支給決定は CDAPH (障害者権利自立委員会) が行い、支払いは CAF (家族手当金庫) が行う。CAF からは、家族政策に関連する給付と貧困対策 (lutte contre précarité) に関連する給付とが支給されるが、前者が、社会保険料及び CSG (一般社会拠出金) を主たる財源とするのに対し、後者は、国や自治体からの分担金を財源とする。AAH は後者に属し、国が、CNAF (全国家族手当金庫) に対し、AAH 及びその補足手当の支給分を出資する構造になっている (社会保障法典 L.821-5 条)。なお、2007 年には、55 億 500 万ユーロが AAH の支給に充てられた³⁴。

□ 支給条件

AAH は、以下の条件を満たす者に対し支給される (L.821-1 条) :

一年齢 : 20 歳以上の成人³⁵ ;

ただし、家族手当の受給条件を満たさなくなった場合には、16 歳以上 20 歳未満の者にも支給がある (R.821-1 条)。

一障害率 : 80% 以上 (D.821-1 条 1 項) ;

³³

<http://www.travail-solidarite.gouv.fr/actualite-presse/breves/aah-est-revalorisee-3-9-partir-ce-mois-septembre.html>

³⁴ Notre activité en 2007 (Rapport annuel 2007), CNAF, pp.40-43.

³⁵ 60 歳になると、原則として、AAH に代えて老齢給付 (avantage vieillesse) が支給される。しかし、本人の障害率や状態が AAH の支給を正当化する場合、老齢手当と満額の AAH の差額分が、差額手当として家族手当金庫から支給される (L.821-1 条 6 項)。差額手当を受け取りたい場合には、県障害者センター (MDPH) に請求し、障害者権利自立委員会 (CDAPH) の決定を受けなければならない。

ただし、障害率が50～80%の者であっても、1年以上にわたり雇用につけておらず、雇用へのアクセスが実質的に困難な者に対しては、支給がある(L.821-2条、D.821-1条2項)。

－所得(等)要件：

- －AAHと同額以上の高齢・障害を対象とする給付を受給していないこと；
- －AAHの12ヶ月分³⁶を超える他の収入(ressources)を持っていないこと(L.821-3条1項、D.821-2条1項)。

なお、この収入として考慮されるのは、□フランス国内で受け取った課税所得、□疾病・出産・労災の場合の傷病手当金(indemnités journalières)、□場合によっては、フランス国外で受け取った所得、国際機関から支払われた所得である(R.532-3条1項)。これらに0.8の係数を掛けたものが、収入とされる(R.821-4条1項)³⁷。また、カップルの場合には、カップルの所得が考慮される。

他方、障害者のために積み立てられた終身年金(1830ユーロ未満：2009年1月1日現在)、家族が介護した場合に補償給付(人的支援)により支払われる賃金、将来契約(CA)や就業最低所得参入契約(CI-RMA)³⁸の締結により生じた収入等は、この計算から排除される(R.821-4条2項以下)。

また、通常の労働市場での就労により得た所得も、その一部が控除される(L.821-3条2項)³⁹。就労による課税所得が、SMICの300倍未満のときは40%、300倍以上700倍未満のときは30%、700倍以上1100倍未満のときは20%、1100倍以上1500倍未満のときには10%が差し引かれることになっている(D.821-9条)。この計算においても、境界となる基準の前後で手取りが減少することはあるが、控除された分だけ確実に手取りを増やすことが可能となっており、AAH受給者に就労インセンティブを与えている。なお、2005年法改正以前に、このような就労所得を控除する規定はなく、これも、2005年法による変更点の1つである。

□支給額

³⁶ 上限は、カップル(法律婚・事実婚・PACS)の場合は2倍となる。また、扶養すべき子供1人につき、この上限の0.5倍が加算される(D.821-2条2項)。

³⁷ 2007年7月10日のデクレ(Décret n° 2007-1080 du 10 juillet 2007)3条により挿入。

³⁸ AAHを含む最低所得保障の受給者の雇用への復帰を促進することを目指す支援付き労働契約。CA(労働法典L.5134-5条以下)は、非営利企業や公的部門の使用人と締結できる原則2年の有期契約で、AAH受給者らのパートタイムでの就労を可能にするものである。使用者には、一定額の助成金(月額454.63ユーロ(=単身者に支払われるRMI(参入最低限所得)の額：2009年1月1日現在)や社会保険料の使用者負担分の免除等が認められる。他方、CI-RMA(労働法典L.5134-74以下)は、失業保険に加入している全使用者と締結できる契約で、契約形態としては、無期契約、6ヶ月以上の有期契約、派遣契約が認められている。AAH受給者らのパートタイム(週20時間以上)又はフルタイムでの就労を可能とし、使用者には、一定額の助成金(CAの場合と同額)が与えられる。なお、CA及びCI-RMAは、2010年1月より、2008年12月1日の法律(Loi n° 2008-1249 du 1er décembre 2008)が創設した「統一参入契約(contrat unique d'insertion)」制度に移行する。<http://www.travail-solidarite.gouv.fr/>を参照。

³⁹ AAHと保障報酬との併給調整については、上記II(2)を参照。

AAHの月額、満額で652.60ユーロである(2009年1月1日現在)⁴⁰。

他に年金や就労所得(上記計算後のもの)等を得ている場合には、満額のAAHとこれらの差額分が支給される(D.821-2条3項)。つまり、AAHと他の所得との合計が、AAHの額を超える場合には、超えた部分が減額される。

なお、医療施設や福祉施設に入所して60日が経過すると、原則として、その月の1日からAAHの支給額は30%に減額される(L.821-6条1項、R.821-8条)。

また、AAH受給者という資格を利用して、将来契約(CA)や就業最低所得参入契約(CI-RMA)を締結する場合には、使用者に支給される補助金分(=RMIの額)だけAAHは減額される(L.821-7-2条)。

AAHの月額は、既に述べたように、今後、さらに引き上げられていく予定である。

(3) AAHを補足する手当

以上のような内容のAAHに加えて、2005年法では、障害者の自立生活の促進を目的として、新たに2つの手当が導入された。1つめが、所得補足手当(*complément de ressources*)であり、もう1つが、自立生活加算(MVA: *majoration pour la vie autonome*)である⁴¹。

□所得補足手当(*complément de ressources*)(L.821-1-1条)

1つめの所得補足手当は、働くことのできない障害者に支給されるもので、永続的な就労所得の不在を補う機能を持つ。月額は、179.31ユーロ(2009年1月1日現在)であり、以下の条件を満たすAAH受給者が対象となる:

- 障害率が80%以上である;
- 労働能力が5%未満である(D.821-4条);
- 1年以上にわたり就労所得を得ておらず、就労活動をしていない(同上);
- 独立した住居を有している;
- 満額のAAH又は他の年金等を補足するAAHを受給している。

なお、所得補足手当は、医療施設や福祉施設に入所して60日が経過すると、原則として、支給が停止される(R.821-8条□)。

所得補足手当とAAHとの合計は、831.91ユーロとなり、これが、働くことのできない障害者への所得保障として機能している。この額は、税等控除後のSMICの約80%に相当する。

□自立生活加算(MVA)(L.821-1-2条)

他方、MVAは、働くことはできるが働いていない障害者の自立生活の促進を目的として支給されるものである。上記の所得補足手当との併給はできない。月

⁴⁰ AAHの引上げは、2008年9月18日のデクレ(Décret n° 2008-988 du 18 septembre 2008)により行われた。

⁴¹ これらは、従来のAAH補足手当(*complément d'AAH*)に代わるものと位置づけられている。

額は、104.77ユーロ（2009年1月1日現在）であり、以下の条件を満たす者を対象とする：

- 障害率が80%以上である；
- 個別住宅支援を受ける独立した住居を持っている；
- 満額のAAH又は他の年金等を補足するAAHを受給している；
- 就労活動による所得を得ていない。

支給期間に関する条件はない。ただし、MVAも所得補足手当と同様に、医療施設や福祉施設に入所して60日が経過すると、原則として、支給は停止される（R.821-8条□）。

（4）小括

以上が、社会保障・社会扶助制度による障害者への所得保障制度の中心である。特徴を整理すると、以下のようによまとめられる。

まず、一定の支給条件を満たす者には、疾病保険から障害年金が支給されるが、条件を満たさない者には、国が行う最低所得保障として成人障害者手当（AAH）が支給される構造となっている。このAAHの補足的性格によって、少なくとも障害率80%以上の者については、無保障の状態に置かれることはない。

次に、AAHの減額によって就労インセンティブが阻害されないよう、AAHの支給要件にかかる収入認定において、就労所得を一定の割合で控除する併給調整の方法が採られている。この場合にも、基準の前後で手取りが減少する事態は起こるが、就労の努力が全く無になってしまうことはなく、控除された分だけ手取りを増やすことが可能となっている。

さらに、就労していない者に対しては、AAHを補足する手当として、所得補足手当及びMVAが支給される。とりわけ、永続的な就労所得の不在を補う所得補足手当とAAHとの合計は、重要な障害者への所得保障の制度となっている。

□ 障害の結果生じる特別な費用の補償

以上は、障害者の基本的生活を支えるために必要な所得を保障する制度であるが、他方で、障害者には、障害の結果生じる特別な費用がある。2005年法は、既に述べたように、この「障害の結果生じる特別な費用を補償」するものとして、新たに障害補償給付（PCH）⁴²を導入した。最後に、このPCHの概要を紹介していく。

1 障害補償給付（PCH）

⁴² 従来の第三者補償手当（ACTP）に代わるものとして位置づけられているが、PCHの方が、支給対象者の範囲は広い。ACTPは、生活の基本的部分について第三者の支援を必要とする者に支給される給付であった（改正前L.245-1条）。

(1) 支給要件 (社会福祉・家族法典 L.245-1 条)

まず、PCH は、障害の種類や原因、年齢⁴³、在宅か施設入所か⁴⁴を問わず、認められる権利である。障害の結果、生活の基本的活動を行うことが極めて困難である者、基本的活動の少なくとも2つ⁴⁵を行うことに重大な困難がある者に、支給される (社会福祉・家族法典 Annexe2-5)⁴⁶。

(2) 補償給付の種類 (L.245-3 条)

PCH は5種類あり、障害者の選択により、金銭給付又は現物給付で支給される (L.245-1 条□1 項)。

□人的支援

人的支援は、生存のための基本的行為に第三者の支援、あるいは、定期的な訪問 (surveillance) が必要な場合、さらには、職業活動や公選の職務の遂行に追加的費用がかかる場合に、支給される (L.245-4 条)。ただし、後者の場合に、労働ポストでの付き添いの費用 (frais liés à l'accompagnement de la personne sur son poste de travail) は含まれない (R.245-6 条)。

人的支援は、障害者の選択に基づき、直接雇用した1人又は複数の被用者 (家族の場合もある) に直接報酬を支払うため、又は、承認された在宅支援サービスに利用料を支払うために使用される。障害者の状態が、必要不可欠な行為のほとんどについて支援を必要としている場合には、配偶者 (事実婚、PACS を含む)、一親等の扶養義務者による介護にも、この人的支援を利用できる点に特徴がある (L.245-12 条 1・2 項、D.245-8 条)。

在宅支援者を直接雇用する場合、1時間 11.02 ユーロ (2007年1月1日現在、以下同じ) の支給がある。契約の締結方法⁴⁷として委任方式 (service mandataire)

⁴³ 2008年4月の段階で、年齢要件 (原則として60歳未満) があるが、これは、法施行後5年以内に撤廃される予定である (2005年法13条)。

⁴⁴ 医療施設や福祉施設に入所している場合の支給条件・支給額は、別途、デクレで定められる (L.245-11 条)。

⁴⁵ 基本的活動は、①移動、②着衣・食事・排泄等、③コミュニケーション、④一般的責務と要請・他者との関係の4つに大きく分類される。

⁴⁶ ただし、社会保障制度から同じ性格の給付がある場合には、減額がある (L.245-1 条 1 2 項)。

⁴⁷ 居宅サービスを利用する場合、契約の締結方法には、委任 (mandataire) 方式と派遣

(prestataire) 方式とがある。委任方式では、利用者、サービス提供団体・CCAS (市町村社会福祉センター)、そして、ホームヘルパーの三者が関わる。この場合、利用者とホームヘルパーとの間で、利用者を使用者、ホームヘルパーを被用者とする労働契約が締結されるが、利用者は、ホームヘルパーの使用人としての行為・管理事務をサービス提供団体に委任する。そして、その委任に基づき、当該団体は、ホームヘルパーの使用人としての義務を代行すると同時に、派遣するホームヘルパーを決定する。他方、派遣方式は、利用者が、サービス提供団体やCCASとホームヘルパーの派遣契約を締結するものである。この契約に基づき、当該団体は、使用しているホームヘルパーを利用者に派遣する。嵩さやか「フランスにおける社会福祉サービスと契約への規制」岩村正彦編『福祉サービス契約の法的研究』信山社 (2007年) 158-159

を利用する場合は、1時間 12.12 ユーロ、派遣方式 (service prestataire) を利用する場合は、1時間 17.19 ユーロの支給となる (ただし、県議会が価格を定めている場合は別である)。家族支援者への報酬とする場合には、1ヶ月 837.38 ユーロの範囲内で、1時間 3.25 ユーロが支払われる (職業活動を全部又は一部停止している場合には、1時間 4.88 ユーロ)⁴⁸。

□技術的支援

技術的支援は、障害者の活動の制限を補う器具 (instrument)、設備 (équipement)、そして、特別仕様の技術システムの購入・レンタルにかかる費用に対する支援である (D.245-10 条)。

技術的支援から支給されるのは、価格の 75% までで、原則として、3 年間で最高 3,960 ユーロが支給される⁴⁹。

□住宅・交通に対する支援

住宅に対する支援には、障害者の自立の維持・改善のために行われる住宅の改修やアクセシビリティの確保された住宅への引越しにかかる費用等が含まれる (D.245-14 条)。

交通に対する支援には、まず、自動車の改修費用が含まれる。障害者自身が運転する車、又は、同乗する車に対して支援が認められる。また、交通にかかる超過費用にも支援がある (D.245-18 条)。交通費には、日常的に必要な交通費だけでなくパカンス (départ annuel en congés) にかかる交通費も含まれる (D.245-20 条)。

住宅の改修費としては、10 年間で最高 1 万ユーロが、自動車の改修費としては、5 年間で最高 5000 ユーロが支給される。

□特別・例外的負担

特別負担には、障害に起因する恒久的・予見可能な費用で、他の項目でカバーされない費用が含まれる⁵⁰。他方、例外的負担には、一時的な費用で、他の項目でカバーされない費用が含まれる⁵¹ (D.245-23 条)。

特別負担としては、費用の 75% まで、1 ヶ月最大 100 ユーロが、例外的負担としては、3 年間で最大 1800 ユーロが支給される。

□動物による支援 (盲導犬・介助犬)

頁。

⁴⁸ 支給額については、Guide des personnes handicapées (édition 2008), La documentation Française, 2008, pp.105-111 を参照した。

⁴⁹ 複数の同等の選択肢がある場合には、個別補償プランで最も安価なものが選ばれる。

⁵⁰ 例えば、栄養剤の購入や車椅子等の維持費。

⁵¹ 例えば、医療用ベッドの修理費。

動物による支援は、それが障害者の自立生活の維持・改善に貢献する場合に限り、認められる (D.245-24 条)。盲導犬や介助犬にかかる費用の支給を受けるには、盲導犬・介助犬が、品質を保証された機関で、資格ある指導員によって訓練されていなければならない (L.245-3 条 5^o)。

最大支援額は、5 年の期間ごとに 3,000 ユーロ、あるいは、1 ヶ月につき 50 ユーロである。

(3) 補償給付の内容決定手続き (L.146-8 条、L.245-2 条、R.146-28 条、R.146-29 条、D.245-25～D.245-28 条)

PCH の内容は、以下の手続きを経て、決定される。

まず、障害者本人が、生活計画 (projet de vie) を作成する。次に、それを基に、MDPH (県障害者センター) 内に設置される学際チーム (équipe pluridisciplinaire) が、障害者本人の意見を聴取し、話し合いを行いつつ、障害者の補償ニーズの評価を行い、個別補償プラン (plan personnalisé de compensation) を作成する (例えば、人的支援に必要な時間数が、ここに書き込まれる)。プランが確定すると、それが本人又は法定代理人に通知され、本人又は法定代理人には、プランに対する意見表明のために 15 日間が与えられる。そして、最後に、同プランと意見書が CDAPH に送られ、CDAPH が補償給付の支給に関する決定を行う。以上のような手続きを経て、PCH の内容は決定されることになっている。プランの作成に障害者本人が積極的に参加できる手続きとなっている点に特徴がある。

(4) 自己負担率 (L.245-6 条)

PCH の支給には、受給者の収入に応じて異なる負担率が課せられている。収入が 2 万 4259.88 ユーロ (2008 年 1 月 1 日現在) 以下の者の自己負担率は 0% であり、収入がこれを超える者には、20% の自己負担率が課せられる (R.245-46 条、2005 年 12 月 28 日のアレテ 1 条⁵²)。

ただし、負担率の決定に際し考慮される収入には、以下のものは含まれない (245-6 条 2 項) :

- 本人の就労所得 ;
- 労災被害者及びその被扶養者に支給される一時金や給付、終身年金 ;
- 一定の代替所得 (法令又は協約に基づく高齢・障害に対する給付) ;
- 配偶者 (事実婚、PACS を含む)、同居し実際に支援を行っている家族支援者、両親 (同居の場合) の就労所得 ;

⁵² Arrêté du 28 décembre 2005 fixant les taux de prise en charge mentionnés à l'article L. 245-6 du code de l'action sociale et des familles, JORF n° 303 du 30 décembre 2005 p.20544.

- 終身年金（障害貯蓄契約や遺族年金）（本人、または、両親・法定代理人・祖父母・兄弟姉妹・子が本人のために設定したもの）；
- 固有の目的を有する一定の社会給付（例：家族給付、住宅手当、RMI等）。

（４）予算の負担

PCHの予算は全国自立連帯金庫（CNSA）が負担する。CNSAは、先に述べた2004年6月30日の法律により創設された新しい公的機関であり、高齢者と障害者への支援の予算を負担する。

CNSAの財源の1つは、高齢者及び障害者の自立支援のための予算を捻出するために新たに創設された「連帯の日」に課される負担金（自立連帯負担金）である。この自立連帯負担金により、2007年には、22億ユーロの収入がCNSAにもたらされ、5億3000万ユーロが、PCHのために支出されている（MDPHの運営費を含む）⁵³。

2 小括

生活の基本的部分を保障する所得保障の部分とは明確に区分された「障害の結果生じる特別な費用」が、PCHにより補償される。PCHには5種類あり、その内容は、障害者本人が積極的に参加する形で決定される点に特徴がある。また、基本的活動に対する「困難」が支給の基準となっている点も、注目される。

自己負担に関しては、収入が一定以下の者は、支給上限の範囲内ではあるが、自己負担率0%で障害の結果生じる特別な費用を賄われることとなっている（ただし、支給上限が存在するため、完全に自己負担がないわけではない）。他方、これを超える収入を持つ者には、20%の自己負担率が課せられている。しかし、本人の就労所得や障害年金、AAH、配偶者の所得等は、収入の計算から排除されている。これにより、結果的に、多くの障害者が、支給上限の枠内ではあるが、自己負担率0%で障害により生じる追加的な特別な費用を補償されることとなっている。

□ 終わりに

以上が、フランスにおける障害者への所得保障（□）及び障害の結果生じる特別な費用の補償（□）に関する制度である。終わりにあたり、今後の日本の制度設計に関して、フランス法の研究から得られる示唆を示しておきたい。

⁵³ CNSAの財源は、他に、CSGの0.1%（10億8000万ユーロ）、年金金庫からの分担金（6450万ユーロ）、高齢者に充てられる疾病保険予算からの移転分（48億ユーロ）、障害者に充てられる疾病保険予算からの移転分（70億ユーロ）がある。

http://www.cnsa.fr/rubrique.php3?id_rubrique=15